

## 知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度

令和3年4月から、自転車事故による負傷者の割合が高い7歳以上18歳以下の児童生徒等と、自転車事故による死者の割合が高い65歳以上の高齢者がヘルメットを購入する場合に、その費用の一部を補助する制度を実施します。

※交付する補助金の一部は愛知県からの間接補助金です。

(申請期限)

令和4年3月15日

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

### ◆対象者

① 知立市在住の令和4年3月31日時点で7歳以上18歳以下の児童生徒等とその保護者(※)

※保護者は、児童生徒等が着用するヘルメット本体の購入費を負担した場合又は児童生徒等が着用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。ヘルメットを着用する児童生徒等が市内在住であれば、保護者については知立市外在住の場合も申請可。

② 知立市在住の令和4年3月31日時点で65歳以上の高齢者

### ◆対象となるヘルメット

令和3年4月1日以降に購入した、自転車乗車時に着用する安全認証(SG、JCF、CE、GS、CPSCマーク)を受けた新品のもの

※**上記安全認証マークがついていないものは対象外となります。**

### ◆補助金額

ヘルメット本体の購入価格×2分の1(上限2,000円・10円未満の端数は切り捨て)

※1「領収書」に記載されたヘルメット本体の購入単価の金額を対象とします。送料等は含みません。

※2 ヘルメット着用者1人につき1個まで

☆インターネット販売等で購入した場合の注意点

インターネット販売でポイントを使用した場合、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象です。

(例:5,000円のヘルメットを購入し、500ポイント値引き→領収金額は4,500円=補助対象)

(裏面につづく)

## ◆必要書類

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収書等（申請者又はヘルメット着用者の氏名、領収日、領収金額（ヘルメット購入単価がわかるもの）、購入相手方及び購入品名の記載があるもの。）

### 【領収書に上記の記載がない場合】

**購入明細等、数種類の書類により確認できる場合は合わせて持参してください。**

### 【領収書等がない場合】

**補助金交付申請書兼実績報告書にある、購入店舗証明欄に証明を受けてください。**

- ③ ヘルメット着用者が市内在住であることが分かる、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、旅券、住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）等の写し
- ④ ヘルメットの安全認証（SGマーク等）を受けていることが分かるもの

**※現物又はその写真、保証書や取扱説明書、新品かつ安全認証を確認できる書類(カタログ等の写し)等**

- ⑤ 補助金交付請求書

**※申請者名義の口座番号がわかるよう、通帳又はキャッシュカードのコピーの添付をお願いします。**

## 補助金が交付されるまでの流れ

- ① 令和3年4月以降、新品の安全認証（SGマーク等）を受けたヘルメットを購入してください。
- ② 領収書等の必要書類を揃え、補助金交付申請書兼実績報告書を提出してください。  
※申請書等の様式は市ホームページ又は市役所3階安心安全課窓口で入手可能
- ③ 補助金交付決定通知書が郵送されます。
- ④ 補助金交付請求書を安心安全課へ提出してください。  
※②の補助金交付申請書兼実績報告書補助金交付申請書と同時提出可
- ⑤ 補助金が交付されます。

※指定口座（原則、申請者名義の口座）に補助金が振り込まれます。

### 《お問合せ先》

知立市役所3階 安心安全課 防犯交通係 ☎0566-95-0115

（窓口対応時間）月曜日から金曜日 8：30～17：15 （年末年始、祝日を除く）